

令和6年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算

予算総則

令和6年度東京都沿岸漁業改善資金助成会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 事業収入		3,571
	01 貸付金元金収入	3,570
	02 契約違約金	1
02 繰入金		997
	01 一般会計繰入金	997
03 諸収入		1
	01 都預金利子	1
04 繰越金		43,431
	01 繰越金	43,431
歳 入 合 計		48,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 助成費		48,000
	01 助成費	48,000
歳 出 合 計		48,000

令和6年度東京都と場会計予算

予 算 総 則

令和6年度東京都と場会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,744,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為(工事請負契約)」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 使用料及手数料		1,336,815
	01 使用料	1,336,609
	02 手数料	206
02 繰入金		3,920,000
	01 一般会計繰入金	3,920,000
03 諸収入		57,184
	01 都預金利子	4
	02 物品売払代金	1
	03 雑入	57,179
04 都債		1,430,000
	01 都債	1,430,000
05 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		6,744,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 と場事業費		6,744,000
	01 と場事業費	6,744,000
歳 出 合 計		6,744,000

第2号 債務負担行為（工事請負契約）

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	大動物棟空調設備改修工事	令和7年度	63,820
2	大動物棟係留所送風機械設備改修工事	令和7年度	38,920
3	水処理センター処理設備改修工事	令和7年度	158,400
	合 計		261,140

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額		(2) 起債の方法
番号	起 債 の 目 的	起 債 限 度 額
1	と場事業費	1,430,000
		<p>(2) 起債の方法</p> <p>証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。</p> <p>(3) 利率</p> <p>年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内</p> <p>(4) 償還の方法</p> <p>起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることができる。</p> <p>(5) その他</p> <p>ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。</p> <p>イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。</p> <p>ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。</p> <p>エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債をすることができる。</p> <p>オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。</p>

令和6年度東京都都営住宅等事業会計予算

予算総則

令和6年度東京都都営住宅等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ181,404,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、工事請負契約及び物件購入契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第3号債務負担行為（工事請負契約及び物件購入契約等）」による。

(都債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4号都債」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	分担金及負担金	268,579
	01 負担金	268,579
02	使用料及手数料	67,026,773
	01 使用料	67,026,398
	02 手数料	375
03	国庫支出金	37,196,102
	01 国庫負担金	37,077,302
	02 国庫補助金	118,800
04	財産収入	2,467,957
	01 財産運用収入	2,467,957
05	繰入金	28,333,467
	01 一般会計繰入金	25,970,115
	02 特別会計繰入金	2,200,000
	03 公営企業会計繰入金	163,352
06	諸収入	5,198,121
	01 都預金利子	50
	02 受託事業収入	500,457
	03 雑入	4,697,614

07 都債		40,913,000
	01 都債	40,913,000
08 繰越金		1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		181,404,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 都営住宅等事業費		181,404,000
	01 都営住宅等事業費	181,404,000
歳 出 合 計		181,404,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 都営住宅等事業費			20,060,000
	01 都営住宅等事業費		20,060,000
		1 住宅管理事業	435,000
		2 住宅建設事業	19,625,000

第3号 債務負担行為(工事請負契約及び物件購入契約等)

(単位 千円)

番号	事項	期間	限度額
1	都営住宅管理総合システムの再構築	令和7年度～令和8年度	3,060,574
2	都営住宅等営繕工事	令和7年度～令和8年度	825,981
3	公営住宅建設工事	令和7年度～令和10年度	54,665,924
4	都営住宅耐震改修工事	令和7年度	363,700
5	地域開発整備事業併存施設建設工事	令和7年度～令和9年度	918,437
	合計		59,834,616

第4号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	
1	都営住宅等事業費	40,913,000	<p>証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。</p> <p>(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内</p> <p>(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。</p> <p>(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。</p>

令和6年度東京都営住宅等保証金会計予算

予算総則

令和6年度東京都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入10,294,000千円、歳出2,893,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	保証金収入	660,000
	01 住宅保証金収入	640,000
	02 定期借地権保証金収入	20,000
02	繰入金	1,453,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	1,453,000
03	諸収入	1,000
	01 住宅保証金利息収入	900
	02 定期借地権保証金利息収入	100
04	繰越金	8,180,000
	01 繰越金	8,180,000
歳 入 合 計		10,294,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	返還金	693,000
	01 住宅保証金返還金	692,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02	繰出金	2,200,000
	01 繰出金	2,200,000
歳 出 合 計		2,893,000

歳入歳出差引残額 7,401,000千円